

臺灣臺中市與日本長野縣駒根市 觀光友好交流合作協定書

臺灣臺中市與日本長野縣駒根市為促進兩地觀光產業發展，加深相互理解與友誼，雙方同意下述內容，簽訂觀光友好交流協定。

記

- 一、為促進雙方交流與民間互訪，積極參與對方主辦的觀光旅遊及婚禮企劃等相關活動。
- 二、雙方互相活用觀光官方網站與觀光資訊發佈工具等資源，共同致力於觀光宣傳。
- 三、雙方以溫泉與登山活動為首，相互提供相關資訊，透過交流與宣傳，促進彼此送客到訪，致力振興觀光事業。
- 四、雙方以相互理解文化及國際人才培育為目標，共同促進青少年交流與教育旅行。
- 五、雙方積極促進兩市周圍廣域的民間互訪與地區交流。
- 六、雙方為促成兩地實施包機直航，共同努力協商。

本協定書以中文、日文製作乙式兩份，由雙方各執乙份，並於簽署日起生效。

2018年2月9日

臺灣臺中市
臺中市政府觀光旅遊局
代表人

日本長野縣駒根市
產業部
代表人

台灣台中市と日本国駒ヶ根市 観光友好交流提携に関する協定書

台中市及び駒ヶ根市は、観光及び友好交流の一層の発展に向けて、相互理解と親善を深め、下記のとおり協力し合うことに合意し、ここに協定書を締結する。

記

1. 双方は、相手が主催する観光交流事業及びブライダル等様々なイベントへ積極的に参加し、民間を含めた訪問交流を促進する。
2. 双方は、公式観光ウェブサイトや相互の観光情報発信ツールを活用し、相互の観光宣伝に努める。
3. 双方は、温泉や山岳観光をはじめとする観光交流に関する情報提供、観光宣伝活動等を通じて送客を促進し、観光の振興に努める。
4. 双方は、相互の文化理解及び国際的人材の育成に向けて、青少年交流や教育旅行を促進する。
5. 双方は、両市周辺の広域的地域間交流及び民間交流を促進する。
6. 双方は、相互の交流を促進するために、両地域を結ぶチャーター便の実施に努める。

本協定書は、日本語と中国語で各2部ずつ作成し各々保管するものとし、署名の日から効力を有する。

2018年2月9日

台灣台中市
台中市政府觀光旅遊局
代表人

日本国長野県駒ヶ根市
産業部
代表人

渋谷 仁士